

有価証券引渡票に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第64条の3の規定に基づき、有価証券引渡票に関し、必要な事項を定める。

(認証料の徴収)

第2条 当社は、有価証券引渡票を発行する渡方現物清算参加者から、有価証券引渡票発行1件につき500円の認証料を、消費税額及び地方消費税額を加算して徴収するものとする。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りでない。

(有価証券引渡票の発行方法等)

第3条 有価証券引渡票の発行は、当該有価証券引渡票に係る有価証券の銘柄及び数量、有価証券引渡票受方現物清算参加者の名称、発行事由その他当社が必要と認める事項を、渡方現物清算参加者が当社に通知することにより行うものとし、当該発行をもって、渡方清算参加者は当社に、当社は受方現物清算参加者に、それぞれ有価証券引渡票を交付したものとみなす。

(預託金の預託)

第4条 有価証券引渡票を発行する渡方現物清算参加者は、当該有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済を履行するまで、預託金として、当該有価証券の売買代金に相当する金銭を当社に預託するものとする。この場合において、預託金を預託する現物清算参加者は、当社が指定する銀行のうちから現物清算参加者が選定した銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。

(品借料の徴収)

第5条 有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者は、前条の規定により当社に預託した金銭100円につき、1日4銭の品借料を当社に支払わなければならない。当社は、これを有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付する。

2 前項の品借料の計算において、円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 品借料の計算期間は、有価証券引渡票の発行の日の翌日から当該有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済を履行する日まで(休業日を含む。)とする。ただし、渡方現物清算参加者が有価証券引渡票を発行した日のうちに当該有価証券の貸借の決済を履行した場合は、品借料は1日分として計算する。

(配当金又は権利の引渡通知書)

第6条 業務方法書第64条第3項ただし書に規定する場合で、有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済が同項第1号又は第4号に掲げる日の前日を超えることについて有価証券引渡票受方現物清算参加者の承諾を受けたときには、渡方現物清算参加者は、当該貸借の決済に際し、所定の「配当金・権利等引渡通知書」を有価証券引渡票受方

現物清算参加者に交付するものとする。ただし、同項第1号に掲げる日において第9条第1項第1号本文の規定により当該貸借の決済を行う場合は、この限りでない。

(売買単位未満株式の金銭処理)

第7条 前条の規定により「配当金・権利等引渡通知書」を添付した場合において、渡方現物清算参加者が引き渡すこととなる権利のうち、売買単位(指定市場開設者が定める売買単位をいう。)に満たない数の株式(以下「売買単位未満株式」という。)に係る権利については、渡方現物清算参加者は、当該売買単位未満株式の買取りを発行会社に請求することができることとなった日に買取りを請求した場合の当該発行会社による買取価格に当該売買単位未満株式の数を乗じて得た額の金銭を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付するものとする。ただし、渡方現物清算参加者と有価証券引渡票受方現物清算参加者との間で、売買単位未満株式に係る権利の処理について別段の定めをした場合は、この限りでない。

(債券等の経過利子)

第8条 利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券又は利付交換社債券の引渡しにつき有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者は、当該有価証券引渡票を発行した日の翌日以降の経過利子を、当社及び有価証券引渡票受方現物清算参加者に請求することができない。

(有価証券引渡票に係る貸借の決済方法)

第9条 有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者は、当該有価証券引渡票に係る貸借の決済を行おうとするときは、当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとする。

- 2 業務方法書第56条第2項の規定は、有価証券引渡票に係る貸借の決済について準用する。
- 3 第1項に定める通知は、内国法人の発行する株券及び転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。)については、非DVP決済の決済時限から20分以内に、それ以外の有価証券については、当該決済時限から30分以内に行わなければならない。

付 則

- 1 この規則は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、この規則を適用する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 17 年 6 月 10 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に指定有価証券市場に上場されている債券(国債証券、新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。)については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当社が定める日を決済日とする決済から改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則(令和元年 7 月 16 日)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 16 日から施行し、この改正規定施行の日以後に発行される有価証券引渡票から適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和元年7月16日以後の当社が定める日から施行する。